

第12回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年7月9日(金) 午後2時00分から午後4時10分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室301

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 19名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	19	北田 耕平	委員	9	奥村 喜美子
副会長(会長職務代理者)	18	西田 くみ子	委員	10	中島 準一
委員	1	緩利 哲治	委員	11	田村 正弘
委員	2	林田 清光	委員	12	田井中 勲
委員	3	田畑 啓之助	委員	13	福井 幸生
委員	4	保井 章	委員	14	今井 百合
委員	5	林 廣美	委員	15	川村 克己
委員	6	伴 慎也	委員	16	寺田 勝典
委員	7	小倉 剛	委員	17	瀧井 和雄
委員	8	松下 富男			

5. 欠席委員 無

6. 議長 議席19番 北田 耕平 会長

7. 議事録署名委員 議席 7番 小倉 剛 委員
議席 8番 松下 富男 委員

8. 総会

1) 開会

2) 会長挨拶

3) 議事録署名委員の指名

4) 議事

- 議案第58号 農地法第2条第1項に定める農地でないことの証明書交付申請審議について
- 議案第59号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第60号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第61号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第62号 事業計画変更承認申請審議について
- 議案第63号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について

5) 報告事項

- 広報編集委員会報告事項
- 事務局報告事項

6) 閉会

9. 事務局出席者（4名）

事務局長	大谷 茂
局次長	村田 浩司
局長補佐	福田 悟司
係長	谷川 智彦

10. 会議の概要

事務局長 第12回甲賀市農業委員会総会を開会

事務局長 開会にあたり北田会長がご挨拶を申し上げます。

会 長

- ・新しい農業委員会制度2期目のスタートから1年が経過
- ・地域パトロールおよび毎月の農地パトロールの確実な実施
- ・新規就農者確保

事務局長 北田会長、ありがとうございました。

事務局長 それでは、これより議事となりますので、総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長 それでは議事の進行をさせていただきます。

総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は、ございません。遅参、早退の届出もございません。よってただ今の出席委員は19名で、法定定足数に達しておりますので、開会を宣言します。

続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席7番小倉剛委員と、議席8番松下富男委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは議事に入ります。

最初に、議案第58号「農地法第2条第1項に定める農地でないことの証明書交付申請審議について」を議題といたします。

2条調書、整理番号1番について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第58号、整理番号1番について説明いたします。議案書は2ページ、参考図は1ページ、2ページです。申請地は、都市計画区域内の白地農地です。

地目は畑ですが、昭和末頃に耕作を放棄し、以後農地として利用することなく現在に至り、現況は自然林が自生していることから、非農地としての証明を申請されました。

申請内容を審査した結果、甲賀市農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準である「耕作放棄後20年以上経過し、荒廃地と化しているもので、容易に農地への復元も困難であり、農地として利用される可能性のないもの」に該当する

ため、農地法第2条第1項に規定する農地には該当せず、証明要件を満たしていると考えられます。以上です。

議長 整理番号1番については、議席2番林田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号2番林田です。

20年以上経過しており、山林化しています。この土地を処分したいということから、池本推進員と立ち会いをし、確認をして参りました。この土地については山林化していますので、やむを得ないと考えます。ご審議のほどよろしく願います。以上です。

議長 続いて、区域番号2番池本推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号2番池本です。

現況山林になっております畑地についてですが、この環境を見ておりますと、畑とは全然分からず中に入っていけない状況で、20年は超えており、周辺全体の農地がこのような形になっています。また、申請者につきましては、現在お一人でお住まいです。今年度中に自分の故郷に帰るとのことで、そのまま放置してしまうと、地主不在の物件が残るので、それまでにできる整理をしたいと考え、非農地としての証明を申請されました。状況から見て、周辺の農地は「人・農地プラン」や、農地利用の最適化推進について一切影響がありません。ご審議のほどよろしく願います。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

議長 保井委員。

保井委員 議席番号4番保井です。

20年経過をし、山林化しているので要件満たしているのでは問題はないと思います。しかし、このようにこの地から離れ、売却されることは、地域の方はどのように考えられるか分かりませんが、売却後の取り扱いは農地法から離れてしまいます。例えば何か制約があるかも知れませんが、墓や産業廃棄物置場にになってしまうなど、形態を変更して利用されれば、農地法の制約がかかってこないのでは、転用は十分地主と話して、売却を目的する場合は地域に迷惑のかからない用途で内容等変更するなどの形式は何か執っておられるのでしょうか。

議長 池本推進委員。

池本推委 補足の中で細かく申しあげませんでした。申請者の住まいは新家で、母屋に返却してから出ていきたいとの希望であることは確認しています。以上です。

議 長 保井委員。

保井委員 ということは、受入れる方は地元の方ということですね。別のところに売却ではないということですね。

議 長 池本推進委員。

池本推委 はい。保井農業委員から出たようなことが、やはり一番心配されるので、追跡確認しましたら、先ほど申しましたように返却する方法であると申請者から確認をしております。以上です。

議 長 保井委員、よろしいか。

保井委員 はい。

議 長 他にご質問等、ございませんか。

委 員 **【異議なしの声】**

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号1番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号1番については、原案のとおり可決し、交付することに決定いたします。
議案第58号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第59号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
3条調書、整理番号7番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第59号、整理番号7番を説明します。議案書は4ページ、参考図は3ペ

ージ、4ページです。申請地は農業振興地域内の青地農地です。

譲受人は規模縮小のため、親族である譲渡人と農地の所有権移転について合意し申請されました。譲受人は申請地で果樹を栽培されます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 整理番号7番については、議席12番田井中委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号7番田井中です。

5月4日、増田推進委員と現地確認し、譲受人より現地で説明を受けました。この場所は平成5年に形状変更の許可を受け、盛り土され、栗や梅が植えられております。譲渡人が長年管理されてこられました。高齡化に伴い、その継続が困難となったことから、今回、地元の親族に贈与されることで、許可相当と考えます。よろしくご審議いただきますようお願いします。以上です。

議 長 続いて、区域番号41番増田推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局 譲受人は会社員ではありますが、地域の中心的人物であり、地域環境には誰よりも気をつけておられます。現況は雑種地ですが、草刈作業をされており、別段問題はないものと考えます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 **【異議なしの声】**

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号7番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号7番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号8番について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号8番を説明します。参考図は3ページ、4ページです。申請地は農業振興地域内の青地農地です。

譲渡人は規模縮小のため、親族である譲渡人と農地の所有権移転について合意し申請されました。譲受人は申請地で水稻を栽培されます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 整理番号8番については、議席12番田井中委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号12番田井中です。

この場所は、譲渡人が長年水稻を耕作されてきましたが、高齢化に伴い継続することが困難となってきました。そのため地元でありまた親戚である方に贈与され、今以上に良好な農地の保全が期待されることから、許可相当と考えます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。以上です。

議長 続いて、区域番号41番増田推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局 譲受人は整理番号7番と同じ方で、日曜日と休みの日は、自ら進んで耕作されており、別段問題ないものと考えます。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 **【異議なしの声】**

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号8番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号8番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、整理番号9番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号9番を説明します。参考図は5ページ、6ページです。申請地は農業振興地域内の青地農地です。

譲渡人は規模縮小のため、親族である譲受人と農地の所有権移転について合意し申請されました。譲受人は申請地で水稻を栽培されます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 整理番号9番については、議席12番田井中委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号12番田井中です。

整理番号8番と同様ですが、申請地は、譲渡人が長年野菜や水稻を栽培されてこられましたが、高齢化に伴い草刈等の管理が困難となってきました。そのため地元でありまた親戚である方に贈与されます。また当該農地は、参考図6ページの「申請地9」ですが、この農地から道路を挟み右下に民家があり、そこが譲渡人の実家にあたります。これらのことから、今以上に良好な農地の維持管理が予測され、許可相当と考えます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。以上です。

議長 続いて、区域番号41番増田推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局 譲受人は勤務地の関係で住居は市外ではありますが、毎週休日は地元に帰り耕作されており、別段問題ないものと考えます。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 **【異議なしの声】**

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号9番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号9番については、原案のとおり可決し、許可することに決定

いたします。

議案第59号については、以上であります。

議長 続きます。議案第60号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

4条調書、整理番号4番について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第60号、整理番号4番を説明します。議案書は6ページ、参考図は7ページ、8ページ、土地利用計画は9ページとなります。申請地は、非線引き都市計画区域内の第3種農地です。

宅地にあった離れを、昭和40年に申請地、土地利用計画図では母屋の南側の茶畑であった土地に曳行移転されています。また、母屋の西側の申請地については、昭和37年に茶畑を一部減らして蔵を建築され、昭和46年頃には再度、茶畑を減らし、蔵の増築をされています。隣地に耕作されている農地はなく、転用することによって周辺農地への被害はないものと考えます。農地転用に際し地元関係者の同意は得られております。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。

議長 整理番号4番については、議席3番田畑委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号3番田畑です。

説明のとおり、昭和37年そして40年に増築等されております。この地域で建築確認申請が必要となったのが、昭和50年頃です。それ以前に建築されたものでありますので、この件だけに限らず、この地域に数多く存在しているのではなかろうかと推察しています。

今回、相続登記をされるにあたり、判明したものです。顛末にもありましたように、すでに建築物が存在しますが、農地利用の最適化推進には問題なく、また排水対策は特定の排水路を使い、既存水路に放水されています。周辺に何ら影響を及ぼすものではありませんので、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 【異議なしの声】

- 議長 　　ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号4番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委員 　　【挙手全員】
- 議長 　　挙手全員でございます。
よって、整理番号4番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
- 議長 　　続きまして、整理番号5番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 　　整理番号5番を説明します。参考図は10ページ、11ページ、土地利用計画は12ページです。申請地は、市街化調整区域の第3種農地です。
申請地南側にある農地法施行前からの住宅の敷地拡大を昭和45年以前に行い、住宅を増築されています。雨水排水は自然浸透により処理されることから周辺農地への被害はないものと考えます。農地転用に際し地元関係者の同意は得られております。
以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。
- 議長 　　整理番号5番については、議席18番西田委員、説明をお願いします。
- 担当農委 　　議席番号18番西田です。
この案件は、申請者の父の相続をする手続き中に判明いたしました。昭和45年以前は、申請人の祖父が建てられた宅地及び倉庫で全く知らずに利用されてきました。ずっと使ってこられたところですので致し方のない案件かと思っております。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。
- 議長 　　続いて、区域番号28番村木推進委員、補足説明をお願いします。
- 担当推委 　　区域番号28番村木です。
もうすでに昭和45年以前から宅地として使われておりました。現状はそういう状況ですが、将来的に農地の最適化利用推進に支障はございません。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。
- 議長 　　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 【異議なしの声】

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号5番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号5番については、原案のとおり可決し、許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、整理番号6番について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号6番を説明します。参考図は13ページ、14ページ、土地利用計画は15ページです。申請地は、市街化調整区域の第3種農地です。

昭和48年以前から、住宅への進入路、付属建築物の建築敷地等として利用されてきました。雨水排水は地下浸透により処理されることから、転用によって周辺農地への被害はないものと考えます。農地転用に際し地元関係者の同意は得られております。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 整理番号6番については、議席10番中島委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号10番中島です。

現地を確認したところ、母屋はわらぶき屋根にトタンを被せてある築100年以上経過している屋敷で、かなり老朽化しております。この建物の南側と西側、東側に今回申請の畑があります。南側の畑は1メートル幅ぐらいが固く踏みしめられて、母屋から村道へはこの畑の一部を利用していたものと推測できます。それ以外の進入道路は、西側の畑と自宅の間に道幅70センチぐらいの里道がありますが、リヤカーも通ることができない状態です。東側の小屋跡を含めて申請は3か所ということになります。

そもそも申請者は医療従事者として10年以上前から職場近くに生まれ、屋敷は何年も前から空き家状態になっております。庭木の剪定や周りの草刈などは申請者が費用負担をして業者に依頼して整備されてこられました。申請者も年を重ねられ、収入も含め、これまでどおりの環境整備は金銭的に無理ではないかと心

配しておられます。また、地域に空き家として置いて迷惑もかけられないということで、第三者に売却する前に進入路と駐車場を整備しておきたいと申請に至りました。今回の申請地を進入路と駐車場として利用することに周囲への影響はありません。以上から、本申請の許可は妥当であると思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号32番利田推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号32番利田です。

申請地は、住宅地の中にあり、地目畑になっておりますが、屋敷内には駐車場がなく、スペースはありませんので、進入路を設けたいことから、特に問題はないと思われま。また、集落が進める農地利用の最適化の推進には支障がありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号6番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号6番については、原案のとおり可決し、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号7番について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号7番を説明します。参考図は16ページ、17ページ、土地利用計画は18ページです。申請地は、非線引き都市計画区域の第1種住居地域内の第3種農地です。

申請者は、再生可能エネルギー発電施設を用いた発電の認定を平成26年5月に受け、同年に不耕作地であった所に太陽光発電施設、太陽光パネル172枚を設置、50.9キロワット発電されています。雨水は地下浸透により処理されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えます。農地転用に際し地元関

係者の同意は得られております。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 整理番号7番については、議席16番寺田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号16番寺田です。

5月29日に山本推進委員とともに現地確認をしました。すでに太陽光発電施設として稼働しておりました。業者にすべてを委任していたため気づかなかったと話されておりました。

今回なぜこの申請が出てきたかと言いますと、この太陽光施設の隣が住宅であり、その周辺の土地も申請者のものです。そして、一筆わからない土地があり調べたところ、申請地である太陽光施設の土地も地目は田のままであると判明し、申請に至りました。

顛末案件ではありますが、申請内容並びに申請後の維持管理等を見ておりますところ、綺麗にされておりますし、何ら問題ないものと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。以上です。

議 長 続いて、区域番号42番山本推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号42番山本です。

事務局並びに寺田農業委員の説明のとおりで、特段補足説明はございません。ご審議のほどよろしくをお願いします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

議 長 田村委員。

田村委員 議席11番田村です。

太陽光発電の取り付けに関して、業者に委託することはよくあると思うのですが、このように許可申請されておらず、太陽光の工事がなされている事例は今までありましたか。

議 長 事務局。

事 務 局 今までの事例ですと、あったというのは聞いております。

議 長 田村委員。

田村委員 実際、太陽光施設は市内にもたくさんありますが、申請されていない状況は現在他にもたくさんあるということになるのでしょうか。

議 長 事務局。

事務局 今回の申請地の場合、住宅地の中で残った田です。同じように住宅地で既に雑種地となっている所や農地であってももう農業をされず、以前から農地と認識されていない所は、太陽光発電施設を設置されているという可能性はあります。
今後もそういう事例が判りましたら、その都度対処していきます。

議 長 田村委員。

田村委員 わかりました。今後は、やはり太陽光発電施設を取り付けにあたって地目変更きっちりやると押さえていくべきではと考えます。よろしくお願いします。

議 長 保井委員。

保井委員 議席4番保井です。
今の件に繋がりますが、太陽光発電施設を宅地内にあっても、取り付けるということは、農業委員会の事務局の方ではなく、行政の太陽光発電設置の窓口申請等が出るとは思いますが、申請された時のチェックは、縦行政で何もされていないのか、縦横連携よく整えておられるのか、どのようになっているのでしょうか。そうでないとこれから無断でどんどん設置が進んでいくと問題になるので、太陽光発電が必要以上にできてきていると思います。

議 長 事務局。

事務局 太陽光発電施設設置には、まず経済産業省の認定を受けなければなりません。また、土地の利用目的の変更が1,000平方メートル以上の場合には、甲賀市の条例で開発事業と同じような審査をしており、太陽光発電施設設置事業の事前申請が出れば、都市計画課から農業委員会事務局にも連絡が来ます。意見をつけた場合には、条例も協定において農地転用ができなければ、結べないことになり工事もできないこととなりますので、1,000平方メートル以上であれば市で把握し、許可できるまで工事が着工できないこととなります。

議 長 田畑委員。

- 田畑委員 議席3番田畑です。
この事例をきっかけに、我々も農地パトロールするときに、そのような施設があれば、農地であるのかないのかきちんと把握していくことは私たちの責務だと思っています。
- 議長 西田委員。
- 西田委員 議席18番西田です。
この件は役員会でも、相当意見が出ました。事前着工という形で、現況に戻さないといけない案件であることで、昭和45年前から建っていた家が顛末案件で申請された内容とは訳が違うということです。やはりその当時、設置するときに、農地であるかどうか判断すべきもので、確認せずに設置したことは、本来、元に戻さなければならない案件と思いますが、太陽光の設備で非常に大掛かりな工事でもあり、今般は仕方なく認めようかということです。やはり今3人の農業委員がおっしゃったように、農業委員会としても農業委員個々としても、今後パトロール等で十分に注意しなければならないことは、課題としてあることを報告させていただきたいと思いますので、皆様もそういう点を心得て今後取り組んでいただきたいなと思います。よろしく願いいたします。以上です。
- 事務局長 いろいろとご意見ありがとうございます。1,000平方メートル以上では意見照会も回ってきますし、必要な手続きについては適正に処理しています。委員からおっしゃっていただきましたようにパトロール、併せて広報誌等で周知していくなどの方法がありますが、それぞれの立場でできる方法を研究し、そのような案件が発生することを食い止められるよう、よろしく願いします。
- 議長 西田委員からも意見があったように、やはりパトロールがどれぐらい重大で有用なものかいうことを皆さんもう一度再認識していただいて、このような事例が起りうる、或いは申請が出たときでも、とにかく納得のいく形を求めていただくということが全体で大事だと思います。今後ともしっかりとしたパトロールをしていただきたいと思いますので、その点も踏まえて、この案件については、ご了解いただきたい。以上です。
- 議長 保井委員。
- 保井委員 議席4番保井です。
1,000平方メートル以上については了解しました。1000平方メートル以下については、どの部署のチェックは入らないのですか。県で市の工作物についての許可を下すだけで、市では関わっていないということなのでしょうか。

議 長 事務局。

事 務 局 甲賀市は現在、建築に関して特別行政庁ではないので、建築確認・工作物の確認事務を行っていませんので、その事務は分かりませんが、太陽光発電、いわゆる一般的に並んでいるパネルであれば、建築基準法の手続きも行わない案件であります。キュービクルなどの施設があっても、例えば中にコンピューターが設置され人が入って点検作業するということがあっても、それは建築確認の対象外ということでされておりますので、建築基準法の手続きもないので、県の特別行政庁でも掴みようがない案件です。

議 長 保井委員。

保井委員 ということは全く野放しで、どこにも規制がかからない、どこの目も光ってない、監督責任がどこにもないということで、理解したらよろしいでしょうか。

議 長 事務局。

事 務 局 監督責任ということではわかりませんが、手続きとしては経済産業省の認定、それを以ってだけで工事をされてしまいます。その時に、経済産業省がその土地が農地あるとかどうかは調べておりませんし、電力会社も接続の時に手続きができるかどうかという判断もしておりませんので、申請者・事業者が適正に申請を行っていることを前提とされている制度です。

議 長 他に、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 **【異議なしの声】**

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号7番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号7番については、原案のとおり可決し、許可とすることに決定いたします。

議案第60号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第61号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議に

ついて」を議題といたします。

5条調書、整理番号11番について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第61号、整理番号11番を説明します。議案書は9ページ、参考図は19ページ、20ページ、土地利用計画は21ページです。申請地は市街化調整区域内の第3種農地です。

昭和48年の線引き前から農地の一部を、申請地北側の住宅への進入路として使用されてきました。平成元年頃に、譲受人の父親が当該住宅に居住し、進入路を広げ、最終的にはアスファルト舗装をされています。計画によりますと、譲渡人から申請地を購入し、進入路とされます。雨水排水は敷地内自然浸透により処理されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 整理番号11番については、議席2番林田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号2番林田です。

申請地は譲渡人の土地を譲受人の両親の家の進入路として使用されてきました。現在は空き家になっており、倉庫として利用したいとのことで、進入路とするため譲渡人の土地を購入されます。地元の関係者等も了解をされておりますので、妥当だと思っておりますので、どうか審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 続いて、区域番号1番山中推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号1番山中です。

地域の許可、隣接する農地の方々の許可を取っておられますし、周辺農地に及ぼす影響は全く問題がございませんので、ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 【異議なしの声】

議長 　ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号11番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。

よって、整理番号11番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議長 　続きまして、整理番号12番について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 　整理番号12番を説明します。参考図は22ページ、23ページ、土地利用計画は24ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の第2種農地です。

譲受人は、生産増加のために現在の工場では手狭であることから、新工場の建築を計画されました。現在操業中の工場と関連性を有する必要があり、現工場の近傍地で、新工場が建築可能である土地は申請地以外になかったことから、申請地が適地であるとして、申請されました。計画によりますと、譲渡人から申請地を購入し、隣接地と合わせて、工場を建築されます。雨水排水は敷地に水路を設置し、河川へ放流されます。汚水排水は既設工場の汚水排水管に接続し、下水道へ放流されます。また、敷地周囲に擁壁、側溝を設置され、土砂の流出を防止されます。これらことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。また、事業に要する資金は借り入れとされます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

なお、都市計画法第29条の別途手続き中であり、転用許可は開発許可と同日付けとなります。以上です。

議長 　整理番号12番については、議席3番田畑委員、説明をお願いします。

担当農委 　議席番号3番田畑です。

譲受人は、製菓会社を現在の事業所、土山町で操業され30年近くなり、以来、業績も順調に推移し、今後さらなる製造・生産が急務であり工場の拡張をされます。隣地の譲渡人、次の案件にも関係しますが、2名の農地を譲っていただくようお願いされたところ、2名とも高齢で後継者もない状況であり、売買が成立しました。5月10日に現況確認し、双方の意見を聞き、排水対策には細心の配慮をされ、隣地に害を及ぼさないよう対策を講じられております。なおかつ、

今後も地域から慕われるような企業を目指すことを強調しておられます。よって、私も箭田推進委員も許可相当と判断をさせていただきました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号18番箭田推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号18番箭田です。

田畑農業委員の説明のとおりで、私からは特に補足説明はございません。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

議 長 保井委員。

保井委員 議席4番保井です。

譲受人の会社はどのような会社でしょうか。業務内容によって工場排水等が適正に処理されているのかどうか。申請では雨水は河川へ、汚水は汚水配管に接続し下水処理をされているということですが、工場排水はどのような形で接続され、どのような処理をされているか、そういうものが出ない会社であれば問題ないのですが。

議 長 田畑委員。

担当農委 譲受人の会社は当初、植物性の薬草が使われており、河川へ排水されておりました。公害ではないものの、それに準ずるようなことになり、行政から、当時の土山町から行政指導を受け、その後排水はろ過され、下水道へ排水することとされました。

現在は、そのようなものは扱っておられません。化学薬品が多いようです。しかしながら製造過程において排水は当然出ます。それについては、工場内でろ過され、そして適切な薬品処理をされ、下水排水されます。雨水は既存の排水路を通じ河川へ放流されます。先ほど説明しましたように汚水排水対策については十分配慮をされています。従いまして私は何ら問題ないと考えます。以上です。

議 長 保井委員、よろしいか。

保井委員 適正に雨水と排水は分離されているとのことで、了解しました。

議 長 他に、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 【異議なしの声】

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号12番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号12番については、原案のとおり可決し、許可相当とすることに決定いたします。

なお、この案件につきましては、面積が3,000平方メートルを超えるため、県農業会議へ諮問いたします。

また、都市計画法第29条の許可について別途手続き中であり、転用許可は都市計画法の許可と同日付けとなります。

議長 続きまして、整理番号13番について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号13番を説明します。参考図は22ページ、23ページ、土地利用計画は25ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の第2種農地です。

譲受人は、工場の増設に伴い増加する従業員のための駐車場の、現在の駐車場では不足することから、駐車場の整備を計画されました。工場周辺にて駐車場や、駐車場用地を探されましたが、徒歩で移動する範囲では申請地以外になかったことから、申請地が適地であるとして、申請されました。計画によりますと、譲渡人から申請地を購入し、18台分の駐車場を整備されます。造成計画については、表土鋤取り、地盤改良のうえ、碎石にて舗装されます。隣地との法面は現況の形状を利用することで土砂の流出を防がれます。雨水排水は自然地下浸透により処理されます。これらのことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。また、事業に要する資金は借り入れとされます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 整理番号13番については、議席3番田畑委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号3番田畑です。

先ほどの整理番号12番で説明させていただきましたとおり、整理番号13番

は駐車場です。譲渡人は高齢であり、また身体的にかなり不調のようです。従いまして、農地の維持管理がやりづらく後継者もないとのことで、非常に悩んでおられた中、売買の話があり成立をしました。駐車場については、説明があったとおり、新工場を増設するにあたり新たに従業員を募集されます。従業員の駐車場が手狭となるため、土地を購入されということです。排水対策も万全にされています。地域の改良組合長の同意も得られています。許可相当と考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号18番箭田推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号18番箭田です。
田畑農業委員の説明のとおりで、私からは特に補足説明はございません。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号13番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号13番については、原案のとおり可決し、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号14番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号14番を説明します。議案書は11ページ、参考図は26ページ、27ページ、土地利用計画は28ページです。申請地は、市街化調整区域の第3種農地です。

譲受人は、申請地西側、申請地の西側にある農家住宅の離れの利便性向上のための進入路として申請地を利用するため、申請されました。計画によりますと、譲渡人から申請地を購入し、進入路として整備されます。雨水排水は地下浸透及び敷地内に設置するU字溝を経由して水路に排水処理されることから、転用による周辺農

地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 整理番号14番については、議席1番緩利委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号1番緩利です。

参考図28ページ、6月6日、申請地の現地確認をしました。既に進入路として使われておりまして、地目は何かと聞いたところ「田」と言われましたが、参考図28の上を書いてあるのが道で3.8メートルとあり、これぐらいの幅ですので、これを田としてトラクターを入れるにはかなり困難で、本当に小さな土地で、これはおそらく耕地整理をされた時に面積上余った分で田として残った分で、田として使えることが不可能であって畑として使っておられたと聞いております。

参考図27ページの申請地の下に四角いマスがあるのですがこれが、譲受人の新しく建てた住居で、そこへ向かって工事の関係等々で今の土地を埋めて、以後現状として使われるようになりました。今回、売買成立したのですが、私が見た時には、田でない状態となっておりましたので、理由書をいただきたいとお願いをしました。

このような田舎で新しい人たちが暮らしてくれるために家が建つということ、そのための進入路として使用される方が、使うのには困難な畑に原状回復するよりも、便利に暮らしていただいて長く暮らしていただくのがよいかと思いますので、今回申請は致し方ない事情というところでは、ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 続いて、区域番号24番岡本推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号24番岡本です。

緩利農業委員、また事務局から説明いただいたとおり、特に農地利用の最適化推進に問題のある土地だと思いません。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 【異議なしの声】

議長 　ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号14番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。
よって、整理番号14番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議長 　続きまして、整理番号15番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 　整理番号15番を説明します。参考図は29ページ、30ページ、土地利用計画は31ページです。申請地は、市街化調整区域の第3種農地です。

申請地の日照がよく、太陽光発電施設の適地であるとして、申請されました。計画によりますと、譲渡人の土地に貸借権、及び地上権を設定し、太陽光パネル324枚を設置、49.5キロワットの発電をされます。雨水は自然浸透により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 　整理番号15番については、議席18番西田委員、説明をお願いします。

担当農委 　議席番号18番西田です。

この案件も村木推進委員と一緒に現地確認をさせていただいております。6月12日に代理人の方と三者で現地確認を行いました。参考図30ページ、申請地の右側にある宅地がありますが、ここは宅地に隣接する不耕作地になっております。申請人の父が1人で住んでおられたのですが亡くなられ、申請人は市外にお住まいですが、草刈が大変とのこととにかくここを何とかしたいと、今般、太陽光発電施設の設置ということになりました。

近所の土地がお寺の所有地ということで、お寺の役員の方が草刈を手伝いながら、今まで管理してこられましたが、このままだと大変だということになったようで、地元も皆さんも話しておられました。このように市外へ出て行かれた方の土地をどうするかという非常に残念な思いはいたしますけれども、ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

- 議 長 続いて、区域番号28番村木推進委員、補足説明をお願いします。
- 担当推委 区域番号28番村木です。
草津線と住宅に挟まれた狭隘な土地であり、農地としての最適化利用の推進に支障はございません。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委 員 【異議なしの声】
- 議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号15番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号15番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
議案第61号については、以上であります。
- 議 長 続きまして、議案第62号「事業計画変更承認申請審議について」を議題といたします。
事業計画の変更、整理番号1番と整理番号2番は関連がございますので、一括審議といたします。なお採決については、個々に行います。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 議案第62号を説明します。議案書は12ページ、参考図は32ページ、33ページ、土地利用計画は34ページ、35ページです。
整理番号1番については、当初計画者が申請地を購入し、太陽光発電施設を設置するとして平成29年6月1日に農地法第5条の許可をしました。
整理番号2番については、当初計画者が太陽光発電施設を設置するとして平成29年4月18日に農地法第4条の許可をしています。その後、整理番号1番、2番ともに太陽光パネルの設置計画の変更、及び、同一の事業者へ事業承継されるとして変更承認申請されました。計画によりますと、整理番号1番、2番とも承継者が土地を購入されます。また、参考図35ページの土地利用計画図において、申請地、2024番-2の西側にあった里道の払い下げを受け、これらの土地も含めて一体として、太陽光パネル1,170枚を設置し、216.4キロワット発電され

ます。雨水は、敷地内浸透及び水路を通過して河川へ放流されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。事業変更の際し、地元関係者の同意は得られております。

経済産業省の認定については、今回の計画変更内容と合致した、再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定を受けておられます。また、ケーブルが法定外公共物を横断することから、法定外公共物占用許可も得られています。

整理番号1番については、当初許可と同じ農地法第5条での変更承認となります。整理番号2番については、当初は農地法第4条での許可でしたが、事業の承継により、第5条による変更承認となります。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

なお、甲賀市みんなのまちを守り育てる条例の協議についても変更手続き中であり、承認は条例と同日付けとなります。以上です。

議長 整理番号1番、整理番号2番については、議席12番田井中委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号12番田井中です。

6月9日に大西推進委員と地元の農業組合と3名で現地を確認し、設計会社の方から申請理由を聞きました。整理番号1番は、4、5年前に農地法第5条の許可がおりております。今回、事業主体者が変更になったことにより変更承認申請がなされました。太陽光発電能力はほとんど変更なく、また里道を一部用途廃止し取り込むことにより、整理番号2番と一体的な発電事業を開始するものです。また、事業開始は遅れておりますが、造成及び発電設備の据え付けは完了しており、事業開始の準備は整っております。

このように事業内容に大きな変更はなく、また周辺に与える影響もほとんどないことから、問題はないと判断しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

続いて整理番号2番ですが、平成29年4月、農地法第4条第1項の許可がおりています。これにつきましてもパネル枚数もほとんど変わらず、発電能力も変わらないことで、整理番号1番と同様に里道を利用することによって、整理番号1番と一体的な発電事業を行われます。事業内容に大きな変更はなく、また周辺に与える影響もほとんどないことから、問題はないと判断しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 続いて、区域番号40番大西推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号40番大西です。

6月9日に会社からの説明を3人が受けました。その中で、地域の周辺の住民に迷惑がかかるような状況でもなく、すでに執り行われ事業計画の計画変更並び

に事業主の変更だけのものですので、適切なものだと解釈しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 　【異議なしの声】

議長 　ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、まず、整理番号1番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。
よって、整理番号1番については、原案のとおり可決し、承認することに決定いたします。

議長 　続いて、整理番号2番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。
よって、整理番号2番については、原案のとおり可決し、承認することに決定いたします。
なお、整理番号1番、2番の承認については、「甲賀市みんなのまちを守り育てる条例」の変更協議手続きと同日付けとなります。
議案第62号については以上であります。

議長 　続きまして、議案第63号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 　議案第63号について説明します。議案書は14ページからです。
今月の決定は28件で、借り手、買い手、貸し手、売り手及び利用権を設定する農用地の所在、面積、期間等については、利用権設定等の明細のとおりです。
15ページ、16ページの利用権等設定集積書総括をご覧ください。賃貸借権、使用貸借権設定の貸し手は26名、借り手は3名、面積は82,229.6

1平方メートルです。次に、所有権移転の売り手は2名、買い手1名で、面積は2,144平方メートルです。また、借り手、買い手の農地台帳による農業経営状況は、24ページの一覧のとおりです。

以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 　　ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

議 長 　　田畑委員。

田畑委員 　　議席3番田畑です。

　　議案書21ページの24番について質問です。この方は貸し手となり、中間管理機構に預けをされると理解してよろしいですね。であるならば、議案書23ページは、自ら耕作されると理解してよろしいか。

議 長 　　事務局。

事 務 局 　　はい、そうです。
　　中間管理機構に貸す土地と、自分で借りて耕作される土地の両方があります。

議 長 　　田畑委員、よろしいか。

田畑委員 　　はい。

議 長 　　他に、ご質問、ご意見等はございませんか。

委 員 　　【異議なしの声】

議 長 　　ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、議案第63号について採決いたします。

　　賛成委員の挙手を求めます。

委 員 　　【挙手全員】

議 長 　　挙手全員でございます。

　　よって、議案第63号については、原案のとおり可決し、本日付けをもって、市へ決定する旨の通知をします。

　　議案第63号については、以上であります。

- 議 長 続きます、報告案件に入ります。
報告案件 1 「農地転用届出に係る専決処理報告について」、事務局の報告を求めます。
- 事 務 局 報告案件 1 「農地転用届出に係る専決処理報告について」。調書は 25 ページ、参考図は 36 ページです。
今月は、農地法第 5 条の届出が 1 件です。目的は住宅です。以上です。
- 議 長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。
- 議 長 報告案件は以上です。特にご質問等もございませんので、これで審議案件並びに報告案件を終了いたします。
- 議 長 続きます、報告事項に入ります。
最初に、報告事項 1 「広報編集委員会報告事項」について、福井委員長、お願いします。
- 福井委員長 ・ 第 2 回広報編集委員会（6 / 10）
- 議 長 続いて、報告事項 2 「事務局報告事項」について、お願いします。
- 事 務 局 ・ 農地法第 18 条第 6 項報告
・ 経過と予定
・ 委員パトロール（5 月）の事務局報告
・ 農地利用状況調査
- 議 長 報告事項は以上です。
ここで総会全体を通じて、ご意見・ご質問がございましたら、お伺いします。
- 議 長 小倉委員。
- 小倉委員 議席 7 番小倉です。
先日の役員会の時も少し申しましたが、その次の日に熱海で土石流の災害が起きました。該当地は農地ではありませんでしたが、報道によりますと、県や市の再三の勧告にも関わらず、埋め立てがされていたとのこと。これを農地に当ててみた場合に、耕作放棄地で例えばかさ上げ申請をされたとか、急傾斜地区で傾斜の上のほうで、嵩上げ申請をされた場合、その土地に余計な土圧がかかりま

す。今月も、かなり顛末案件が多かったですが、ほぼ平地の案件だったので、問題ないかとは思いますが、特に事務局の説明の中に自然浸透という言葉がよく出てきます。現在、降雨時期ですので、自然浸透っていうのは所によっては時間200ミリ降る場合は、自然浸透はありえません。農地の転用等は、農業委員会も当然のことながら、農政部局、建設部局、生活環境部局等々で、勉強会をされてはどうかと思います。役員会の後で土石流が起きたのを見て感じました。

今後は、十二分に役員会でも気をつけなければならないのですが、横の繋がりと、縦の繋がりを密にしていかなければならないと考えると、一度勉強会等々されてはと思いましたが、一言言わせていただきました。以上です。

議 長 事務局。

事 務 局 市内の盛り土の件で、建設部で現地の確認等、巡回をしています。それらを踏まえ、市全体の中で農業部門、建設部門も合わせて、状況の確認もしながら、小倉委員が申された、降水による盛り土の影響はどのようになるのかという学習の機会も必要と考えております。以上です。

議 長 小倉委員。

小倉委員 再度、熱海の件ですが、結局は人災扱いとなると思います。許可をした市町や県が保証をしなければならないのかとの思いがあります。その土地も盛り土された後に転売されています。農地も同じことだと思しますので、その点も付け加えてよろしくをお願いします。以上です。

議 長 この件は、他人事と考えることなく、甲賀市も十分に注意し、対処できるものは対処していかないと大変な災害が起こるであろうことは、それぞれ十分自覚を持って考えていただきたいと思います。

議 長 保井委員。

保井委員 議席4番保井です。

以前、駐車場に転用したい案件があり、承認していただいたのですが、その後、駐車場として利用されることがありませんでした。私は、駐車場として意見書で許可相当ということで出させてもらったのですが、それが駐車場として利用されることもなく、数日か何週間か分かりませんが、別途太陽光発電施設を設置されました。利用には問題が起こるようなことではないのですが、そのように目的が許可の下りた途端に転用、地目変更した途端に何でも使えるということで変更されています。私は非常に農業委員として責任を持って署名捺印をしております。この問題のように、もうすべて農業委員会から手が離れており、どうしよう

もない形になっているので、このような事例について、何らかの是正措置、例えば、許可下ろしたものについては、数年間十年間とか何年間はそれ相応の目的に沿った形で利用しなければならない、無断で別途転用ではできないなどの規制をかけていただきたいと思います。そうでないと私も疑心暗鬼で押印する感じにさせられます。押印があれば何をしてもいいという状況には問題あると思います。委員の皆さんにもこういうことがあると共有していただき、事務局でも、今後の対策として考えていただきたいと思います。以上です。

議 長 事務局。

事 務 局 一定期間の利用の制限については、調べます。前任者から聞いておりますところ、例えば資材置き場として許可を得た案件でも数日資材置き場として利用すれば、そのあとは農地法としては、特に何も言及することはできない、規制かけることができないと聞いています。

今の、保井委員からの件については、その後業者に説明を聞き、事業計画の変更の手続きが必要になるようであれば、適正に行うよう、都市計画部門と一緒に指導をしております。

議 長 保井委員。

保井委員 わかりました。当然変更転用の許可の時に、私のみならず、近隣の方並びに農地改良組合長の承諾もいただき、同意書等を添付して申請しておる関係上、重要書類だと思います。その書類が簡単に、許可が下りれば転用を変更して、そのまま何でも使える、今はたまたま太陽光発電ですので、周辺に影響を及ぼすことはあまりないとは考えられるのですが、先ほどの売買の当初お話もありましたように、地元の方に売買されているから問題ないという感覚もあるのですが、そのように変更して、あと、どんなことに使われるかわからないということが起こるので、注意していただきたいと思います。売買や、転用許可の経過を十分見てそれ相応の期間の経過、最低限1年、2年は許可に基づいた現状で利用されていないと以後押印するのに疑念をいただきますので、十分よろしく願いいたします。以上です。

議 長 事務局には事業変更について、詳細に調べていただくようお願いします。

議 長 他に、ご意見、ご質問ございませんか。

議 長 特にご質問等もございませんので、以上で総会を終了いたします。

事務局長 北田会長、会議を進行いただき、ありがとうございました。
それでは、閉会にあたり西田副会長がご挨拶を申し上げます。

副会長 【閉会挨拶】

事務局長 ありがとうございました。以上をもちまして、本日の会議をすべて終了いたします。長時間にわたり、慎重審議いただき、ありがとうございました。